

大宝地域活動協議会 規約

第1章 総則

（名称及び事務所）

第1条 本会は、大宝地域活動協議会（以下「本会」という。）と称し、事務所を大宝連合会館内（東心斎橋1丁目14番15号）に置く。

（活動区域）

第2条 本会の活動の対象とする区域は、大宝地域（心斎橋筋1丁目1～5番（各一部）、2丁目1～3番（各一部）、東心斎橋1丁目・2丁目、宗右衛門町1～6番、7番の一部、島之内1丁目18～22番（各一部）、島之内2丁目13～15番（各一部）、16番、17番の一部、別図に定めるとおり）とする。

（目的）

第3条 本会は、大宝地域を誰もが輝く元気なまちにしていくために、地域のさまざまな団体が相互に連携・協力して活動を行い、より多くの人々が自由に参加しながら、取り組んでいくことを目的とする。

（構成）

第4条 本会は、別表に定める地域のまちづくりのために活動を行う団体をもって構成する。

2 本会への新たな団体の参加については、理事会の議決によるものとする。

（活動）

第5条 本会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 本会の予算、決算、広報等の活動に関すること
- (2) 地域のコミュニティづくりに関すること
- (3) 地域の防災、防犯、交通安全に関すること
- (4) 福祉や健康づくりに関すること
- (5) 子ども・青少年の健全育成や非行防止に関すること
- (6) 生涯学習や文化・スポーツに関すること
- (7) 環境に関すること
- (8) その他本会の目的達成に必要な事項に関すること

2 本会は、次の活動は行わないものとする。

- (1) 営利を目的とする活動
- (2) 宗教の教義を広め儀式行事を行い、信者を教化育成することを目的とする活動
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、これに反対することを目的とする活動
- (4) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動

第2章 役員

（役員及び監事）

第6条 本会に次の役員及び監事（以下「役員等」という。）を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 会計 1人
- (4) 監事 2人
- (5) 理事 若干名

(役員等の選任)

第7条 役員等は、理事会において選任する。

2 監事は、他の役員を兼ねることができない。

(役員等の職務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 会計は、本会の会計を担当する。

4 監事は、本会の会計及び役員の業務執行を監査する。

(役員等の任期)

第9条 役員等の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員等の任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 理事会

(理事会の組織)

第10条 理事会は、別表に定める各種団体の代表者及び会長が指名する者を理事として組織する。

(理事会の議決事項)

第11条 理事会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 予算及び事業計画、決算及び実績報告に関する事項
- (2) 役員等の選任に関する事項
- (3) 大宝地域の「将来的な構想」に関する事項
- (4) 規約に関する事項
- (5) 本会の構成・組織に関する事項
- (6) 部会の設置に関する事項
- (7) その他、会務上必要な事項

(理事会の開催)

第12条 理事会は、会長が招集する。

2 理事会は、次の場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 理事の2分の1以上から請求があったとき

3 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

4 理事会は、理事の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(理事会の議決)

第13条 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（理事会の書面評決等）

第14条 やむをえない理由のため、理事会に出席できない理事は、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合、定足数及び議決の規定の適用については、その理事は、出席したものとみなす。

（理事会の議事録）

第15条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数及び出席数（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印する。

（議事録の公開）

第16条 活動区域の住民（以下「地域住民」という。）は、会長に申出のうえ、理事会の議事録を閲覧することができる。

2 前項の場合において、議事録に個人情報等公開することが適当でない情報が含まれている場合には、会長は、当該部分を除いた議事録を公開するものとする。

第4章 部会

（部会の設置）

第17条 会長は、理事会の議決により、専門的な事項について活動を行う部会を設置することができる。

第5章 事業計画・予算・会計

（事業計画及び予算）

第18条 本会の事業計画及び予算は、会長がその案を作成し、理事会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

（事業報告及び決算）

第19条 本会の事業報告及び決算は、会長が作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後2か月以内に、理事会の承認を受けなければならない。

2 監事による監査結果について、地域住民からの閲覧の請求があったときは、正当な理由のない限り、これを閲覧させなければならない。

（会計帳簿の整備及び公開）

第20条 本会は、会計の透明性を確保するため、会計に関する帳簿を整備する。

2 地域住民は、会長に申出のうえ、会計に関する帳簿を閲覧することができる。

3 前項の場合において、会計に関する帳簿に個人情報等公開することが適当でない情報が含まれている場合には、会長は、当該部分を除いた帳簿を公開するものとする。

（会計年度）

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 規約の変更

（規約の変更）

第22条 この規約は、理事会において議決を経なければ、変更することができない。

第7章 雑則

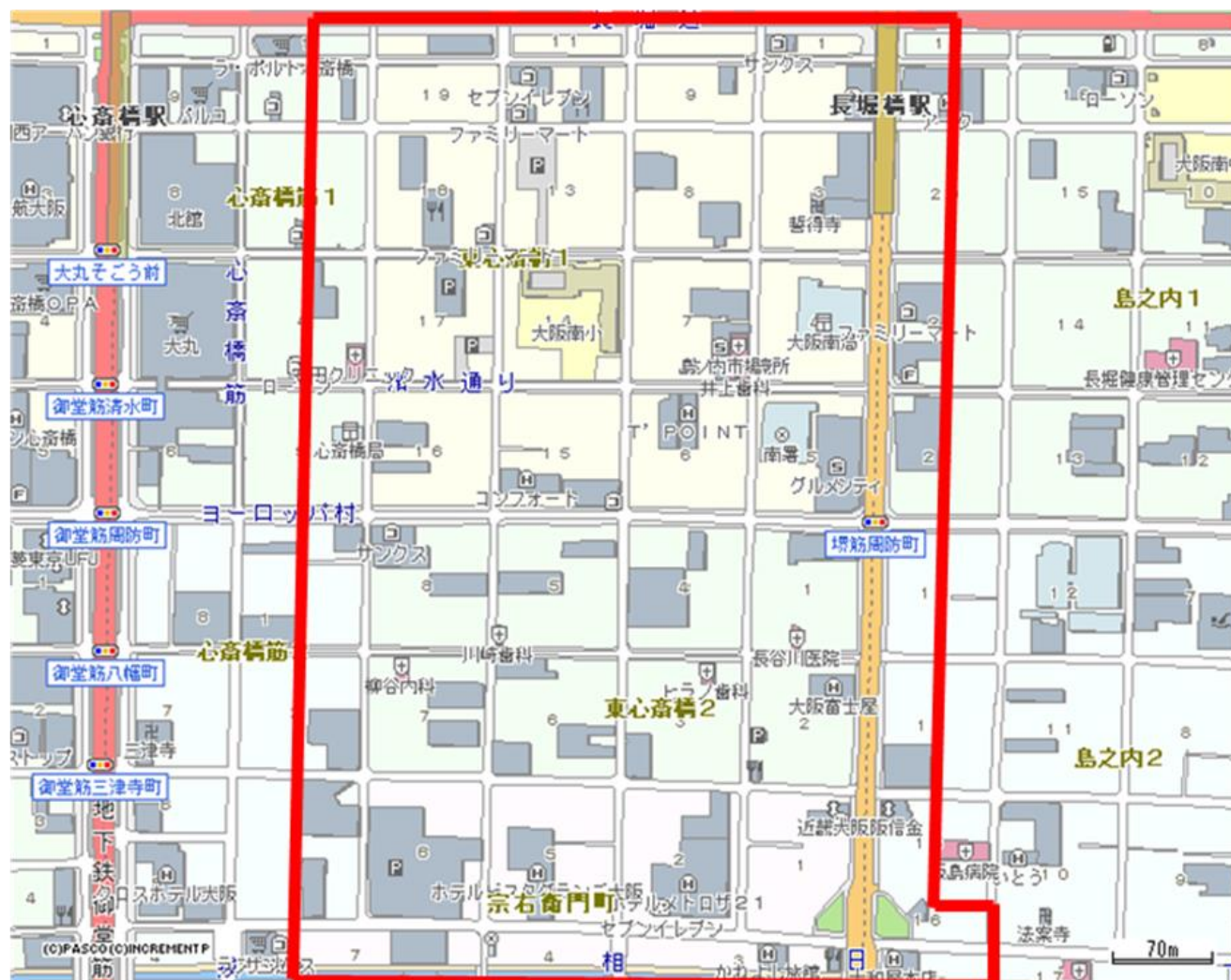
（委任）

第23条 この規約の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附則 この規約は、平成25年3月21日から施行する。平成25年4月25日改訂。平成25年5月29日改訂。

2 第9条1項にかかわらず、設立時に選出された役員の任期は、平成26年3月31日までとする。

第2条別添地図



第4条別表

大宝地域活動協議会 構成団体

団 体 名
大宝連合振興町会
大宝地域社会福祉協議会
大宝地域ネットワーク委員会
南防犯協会大宝支部
大宝福寿会（老人会）
一般財団法人大宝文化会館
島之内地区民生委員協議会
鰻谷商店会事業協同組合
大宝寺通り商店会
心斎橋清水通商店街振興組合
ヨーロッパ村周防町通り商店会
千年町商店会
玉屋町商店会
畳屋町振興会
宗右衛門町商店街振興組合

第6条別表

大宝地域活動協議会 役員及び監事名簿

役職	氏名	所属団体（役職）
会長	清田 敬一	大宝連合振興町会（会長） 千年町町会（会長）
副会長	波田 重熙	長堀橋筋（会長） 福寿会（会長）
副会長	池田 良臣	司法保護司
会計	西野 栄二	大宝連合振興町会（会計）
監事	前田 年夫	大宝連合振興町会（会計監査） （一財）大宝文化会館理事長
監事	北村 太一	大宝連合振興町会（会計監査） 東清水町町会（会計）

2025. 4. 1

第 10 条別表

大宝地域活動協議会 理事会名簿（令和 6 年 4 月 26 日現在）

役職	氏名	所属団体（役職）
理事	清田 敬一	大宝連合振興町会（会長） 千年町町会（会長）
理事	吉村 欣也	相談役
理事	西野 栄二	大宝連合振興町会（会計） 千年町商店会（会長）
理事	山本 旨一	鰻谷中之町町会（会長）
理事	藤井 健介	東清水町町会（会長）
理事	北村 太一	東清水町町会（会計）
理事	波田 重熙	長堀橋筋町会（会長） 大宝福寿会（会長）
理事	池田 良臣	司法保護司
理事	吉野 栄二	玉屋町町会（会長）
理事	堀 善一郎	笠屋町町会（会長）
理事	榎谷 公蔵	宗右衛門町町会（会長）
理事	堀 善一郎	大宝連合振興町会（青年部長）
理事	井上 紀子	大宝連合振興町会（女性部長）
理事	前田 年夫	一般財団法人大宝文化会館（理事長）
理事	小島 和代	島之内地区民生委員協議会 ヨーロッパ村周防町通り商店会（会長）
理事	吉村 綾子	島之内地区民生委員協議会
理事	松二 衛	鰻谷商店会事業協同組合（理事長）
理事	前田 年夫	一般財団法人大宝文化会館（理事長）
理事	橘 弘	心斎橋清水通商店街振興組合（理事長）
理事	池田 享司	豊屋町振興会（会長）
理事	伏木 和毅	宗右衛門町商店街振興組合（理事長）
理事	寺尾 勇	鰻谷中之町町会（副会長）
理事	原田 太樹	長堀橋筋町会（副会長）
理事	紀州本 佳英	長堀橋筋町会（副会長）
理事	埜田 依子	大宝寺商店会（副会長）
理事	鎌形 益美	大宝福寿会（副会長）
理事	谷澤 靖博	南薬剤師会（会長）
理事	上田 隆	玉屋町商店会（会長）
理事	小竹 克弘	笠屋町会計監査
理事	吉村 通明	体育副部長